

富山県訪問看護ステーション業務改善推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定に基づき、富山県訪問看護ステーション業務改善推進事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 訪問看護ステーション（以下、「事業所」という。）へICT導入を支援することにより、日常業務における記録等の作成・管理、個別サービス計画策定、介護報酬請求等の事務作業の効率化を図ることを目的とする。

(補助金の交付、申請主体)

第3条 知事は、富山県内において介護保険サービスを提供する指定訪問看護事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象となる事業所)

第4条 この補助金の補助対象となる事業所は、(1)から(3)までに掲げる要件をすべて満たし、かつ(4)から(6)までのいずれかを満たす事業所とする。

- (1) 富山県内において介護保険サービスを提供する指定訪問看護事業者であること
- (2) 事業所を運営する法人が設立時から継続して富山県内にあること
- (3) 地方厚生局に24時間対応体制加算の届出を行っていること
- (4) 事業所に勤務する常勤換算看護職員数が、5人以上又は新規雇用により5人以上となる事業所
- (5) 中山間地域（富山市（旧大山町、旧八尾町、旧山田村及び旧細入村の区域に限る。）、氷見市、黒部市（旧宇奈月町の区域に限る。）、砺波市（旧庄川町の区域に限る。）、南砺市、上市町、立山町及び朝日町をいう。）を通常業務の実施地域に含む事業所
- (6) 2以上の事業所が連携して取り組む事業所

(補助対象要件、補助対象経費等)

第5条 この補助金の補助対象要件、補助対象経費、補助上限額、補助率及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助対象外経費)

第6条 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付対象外とする。

- (1) 交付決定を受ける前に購入、レンタル又はリース契約を締結したもの
- (2) 他の補助金の交付を受けている又は受けることを予定しているものにかかる経費
- (3) 保険料、通信費、メンテナンス費用（介護ソフトのシステム保守料を除く）
- (4) 既に保有している機器等の廃棄にかかる経費
- (5) 機器の設置にかかる建物の改修費
- (6) 消費税及び地方消費税
- (7) その他事業目的に照らし適当と認められないもの

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に以下の関係書類を添えて、別に知事の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書及び事業計画書(様式第1-2号)
- (2) 歳入歳出予算書(見込書)抄本
- (3) 導入する機器のカタログ等
- (4) 見積書の写し
- (5) その他添付書類

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において当該申請者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、補助金変更交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機器については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(軽微な変更)

第10条 前条第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 事業の内容を著しく変更すること。
- (2) 入札減などやむを得ない事由以外の事由により補助金額を20パーセント以上変更すること。

(実績報告書)

第 11 条 補助対象者は、補助金実績報告書（様式第 2 号）に以下の関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算額調書（様式第 2 - 2 号）
- (2) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) 補助事業に係る契約書の写し
- (5) 導入した機器の写真
- (6) その他添付資料

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

1 補助対象要件	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 補助率	5 補助額
<p>【(1)～(3)をすべて満たす事業所であること】</p> <p>(1) 富山県内において介護保険サービスを提供する指定訪問看護事業者であること</p> <p>(2) 訪問看護ステーション（以下、「事業所」という。）を運営する法人が設立時から継続して富山県内にあること</p> <p>(3) 地方厚生局に 24 時間対応体制加算の届出を行っていること</p> <p>【(4)～(6)いずれかを満たす事業所であること】</p> <p>(4) 事業所に勤務する常勤換算看護職員数が、5人以上又は新規雇用により5人以上となる事業所</p> <p>(5) 中山間地域（富山市（旧大山町、旧八尾町、旧山田村及び旧細入村の区域に限る。）、氷見市、黒部市（旧宇奈月町の区域に限る。）、砺波市（旧庄川町の区域に限る。）、南砺市、上市町、立山町及び朝日町をいう。）を通常業務の実施地域に含む事業所</p> <p>(6) 2以上の事業所が連携して取り組む事業所</p>	<p>タブレット端末等システム導入費用（機器費用を含む）</p> <p>※ 上記経費は当該年度中に係る経費のみが対象。毎月支払いを行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象期間は、当該年度分（当該年度の3月末までに係る経費）に限る。</p> <p>※ タブレット端末ハードウェアは、生産性向上に効果のあるものが対象であるが、訪問看護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT 技術を活用したものを対象とする。</p> <p>※ 運用に必要な Wi-Fi ルーターなど Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とするが、通信費は対象外とする。</p>	<p>1 事業所につき 2,000 千円</p>	<p>1 / 2</p>	<p>1 事業所につき、補助対象経費に補助率を乗じた額と補助基準額のいずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）</p>